

## 生活保護基準引下げに反対する会長声明

1 本年（平成24年）8月10日、社会保障制度改革推進法が成立し、その附則において、「給付水準の適正化」を含む生活保護制度の見直しが明文で定められ、同月17日に閣議決定された「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」では、「特に財政に大きな負担となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る。」「生活保護の見直しをはじめとして合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成25年度予算に反映させるなど極力圧縮に努める」とされている。

そして、厚生労働省は、本年10月5日、生活保護の保護基準の妥当性を検証する社会保障審議会生活保護基準部会に対し、「第1十分位層」（全世界帯を所得の順に並べた場合の下位10%の階層）の消費水準と現行の生活扶助基準額とを比較すべきであるとの見解を示した。

また、財務省主計局は、本年10月22日、財政制度等審議会財政制度分科会に対し、現行の生活扶助基準額との比較対象を「第1五十分位」（全世界帯を所得の順に並べた場合の下位2%の階層）の消費水準とすることや医療費抑制のために医療費の一部自己負担を導入することなど、上記の厚生労働省案よりも厳しい生活保護基準引下げに向けた提案を行った。

さらに、本年11月8日の内閣府行政刷新会議では、生活保護制度が「新仕分け」の対象とされ、同月17日の「新仕分け」において、生活費などの現行保護額については、低所得者の生活水準などを考慮しながら「（受給者の）就労意欲をそがない水準にすべきだ」と指摘し、医療費についても、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を原則義務化するよう提言した。

したがって、このような一連の経過からすれば、政府が、平成25年度予算編成において、財政事情を理由に、生活保護基準の引き下げに向けた動きをとることは必至の情勢にある。

2 しかしながら、生活保護基準は、憲法が保障する生存権の水準を決する極めて重要な基準である。

現在の生活保護基準でさえ十分な水準と言えない中で、生活保護受給者の多くは、生活費をぎりぎりまで切り詰めるなどして余裕のない生活を送ることを余儀なくされている。このような中で、現在の生活保護基準が引き下げられるようなことになれば、生活保護受給者の生活はさらに苦境に追い込まれ、憲法が定める「健康で文化的な最低限度の生活」の保障は一層危ういものとなる。

さらに、わが国の生活保護捕捉率（制度の利用資格のある者のうち、現に利用できている者が占める割合）は、平成22年4月9日付けの厚生労働省発表によれば、所得のみを考慮した場合が15.3%で、資産を考慮した場合でも32.1%と推計されており、生活保護基準以下の低所得であるにも

関わらず、生活保護を受給していない多くの人たちが存在することがわかり、これが、餓死、孤独死と決して無関係ではないという事実も忘れてはならない。

3 また、生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者ばかりでなく、市民全体にも大きな影響を及ぼすものでもある。地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準、さらには法律扶助の償還の猶予・免除の要件など、生活保護基準は、税制、福祉、教育など多様な分野の適用基準にも連動している。よって、その引下げは、市民全体、特に低所得者層の負担増につながり、結局はその者たちの生活レベルを低下させることにつながる。

4 茨城県においても、被保護世帯数は、平成4年度以降増加傾向にあり、特に平成21年度からは伸び率が増加している。茨城県内の被保護世帯数及び被保護人員は、平成23年10月が18,215世帯、24,452人であったのに対し、本年10月は、速報値であるが、19,210世帯、25,743人となっている。保護率に関しても、人口1000人あたりの比で見ると、8.7人となる。

また、当会でも、本年11月28日に全国一斉生活保護ホットラインを実施し、生活保護に関して電話による無料相談を受け付けたが、その実施結果を見ると、相談件数のうち、その3分の2以上が未受給者からのもので、生活保護を受けられるかどうかといった不安の訴えや、福祉事務所の対応に対する不満の声が聞かれたのが特徴的であった。

したがって、このような状況の中、生活保護基準の引下げがなされれば、市民生活に深刻な影響が及ぶことは明らかである。

5 他方、生活保護基準引下げの動きの背景には、生活保護受給者数の増加があるとされている。しかし、そうなった原因は、長引く不況の中での貧困の深刻化や高齢化社会の進行、不十分な社会保障制度など、日本の社会構造にこそ問題があるからであり、これらの問題の解決に向けた方策を練ることもなく、生活保護基準の引下げを図るのは、あまりにも拙速な議論と言わなければならない。

また、生活保護の不正受給が増加しているとの見方もある。しかし、金額ベースで見ると、それが近年目立って増加しているという事実はないし、ましてや、不正受給があるからといって、国民の生存権保障につながる生活保護基準を引下げているということにはならない。

6 よって、当会は、生活保護基準の引下げに強く反対するものである。

2012年（平成24年）12月19日

茨城県弁護士会  
会長 安江 祐